

○農林水産省告示第三百七十号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十及び第十三号に基づき、昭和五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号(台湾産ボンカン、タンカン、リュウチン種のスウイトオレンジ及びいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(一)及び(四)を削る。

七を削り、六を七とする。

五の(一)及び(二)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(二)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、三の(一)の植物検疫証明書又はその写しがそのこの包の表面に添付されているものであること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百七十号(台湾産ボンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)(原稿誤り)

五七二 三別表二 別表一

(印刷誤り)

五七二 三第十三号 第十三
二八この包 こん包